

千葉県

新型インフルエンザ等対応マニュアル

千葉県健康福祉部

平成26年3月

## はじめに

人類は、20世紀の内に3回の新型インフルエンザウイルスによる流行を経験している。インフルエンザA/H1N1による1918年のスペインインフルエンザ、1957年のA/H2N2によるアジアインフルエンザ、1968年のA/H3N2による香港インフルエンザである。

2009年に、新型インフルエンザA/H1N1が、メキシコで確認され、世界的な大流行になった。このとき発生したインフルエンザの病原性は、これまでの季節性インフルエンザと同程度であったが、わが国においても、一時的、地域的に、医療現場の混乱や物資のひっ迫などが起こった。

新型インフルエンザウイルスが出現した場合には、人はこのウイルスに対して免疫を持っていないことから、全世界的規模で流行が起こればと考えられており、25%が罹患すると想定した場合、千葉県でも約63万人～約121万人が医療機関を受診し、死亡者数も最大3.1万人と推計されている。

千葉県は、成田国際空港を有し、海外からの患者・感染者が早期に入国するリスクが高いことを踏まえ、成田空港検疫所等との連絡会議や患者発生を想定した訓練等を通じて連携の強化を図っている。

さらに、東京を中心とした首都圏への通勤・通学者等が多数にのぼることから、首都圏域に属する都県市は運命共同体であるとの認識のもと、九都県市で組織した連絡部会において患者発生等の情報の迅速な共有化など、対策を進めているところである。

本県では、これまでの「千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画」を、平成25年4月に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定された行動計画とするため、平成25年11月に抜本的に改定した。改訂後の行動計画に基づき、患者の各発生段階（未発生期・海外～県内発生早期・県内感染期・小康期）での対策を具体的に示すため、国のガイドラインや今までに得られている知見を踏まえ、このマニュアルを作成したものである。

なお、新型インフルエンザ等とは、感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延の恐れのあるものに限る。）をいう。